

愛知医療学院大学における公的研究費の不正防止計画について

令和6年4月1日制定

1. 目的

不正防止計画は、本学において公的研究費の適切な執行がなされるよう、基本方針・行動規範としての諸規程等を踏まえ、公的研究費の適切な運営・管理を実施し、研究費の取扱いに係る不正行為を防止することを目的とする。

2. 不正防止計画の取組方針

- (1) 不正防止計画において、本学における公的研究費の運営・管理についての責任体系を示し、各責任者の責任と役割を明確にする。
- (2) 不正防止計画は、本学における公的研究費の運営・管理に係る実態の検証結果に基づき、不正を発生させる要因に対し優先的に取り組むべき事項を具体的に定めるものとする。
- (3) 不正防止計画は、本学における不正防止計画の実施状況、改善状況ならびに文部科学省をはじめとする関係各省庁または他機関等からの情報および対応状況等を勘案して、適宜見直しを行うものとする。

3. 責任体系の明確化

(1) 公的研究費の運営・管理の責任体系

公的研究費の運営・管理の責任体系の明確化のため、「研究活動上の不正行為防止規程」第4条に基づき、各責任者の責任と役割を以下のように定める。

①最高管理責任者：学長

ア 不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って競争的資金等の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮する。

イ 不正防止対策の基本方針や具体的な不正防止対策の策定に当たっては、重要事項を審議する常任理事会・理事会等（以下「理事会等」という。）において審議を主導するとともに、その実施状況や効果等について役員等と議論を深める。

ウ 最高管理責任者が自ら部局等に足を運んで不正防止に向けた取組を促すなど様々な啓発活動を定期的に行い、構成員の意識の向上と浸透を図る。

②統括管理責任者：副学長

ア 最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営及び管理について全体を統括する実質的な責任と権限を持ち、本学全体の具体的な対策を策定・実施し、その実施状況を最高管理責任者へ報告する。

イ 最高管理責任者が策定する不正防止対策の基本方針に基づき、防止計画推進部署と連携し、機関全体の具体的な対策のうち最上位のものとして、「愛知医療学院大学における競争的資金等に係る不正防止計画」を策定する。

③コンプライアンス推進責任者：学部長、副責任者：専攻長

ア 統括管理責任者の指示の下、公的研究費の不正使用防止対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。

イ 不正使用防止を図るために、統括管理責任者が策定する実施計画に基づき、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育・研究倫理教育を実施し受講状況を管理監督する。

ウ 構成員が、適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

エ コンプライアンス推進副責任者は、コンプライアンス推進責任者を補佐し、部局における公的研究費の運営及び管理について統括する実質的な責任と権限を持つ。

④不正防止計画推進部署：研究費適正運営管理委員会

ア 統括管理責任者がその役割を果たす上での実働部門として位置付ける。

イ 統括管理責任者と密接な連絡を保ち、機関全体の具体的な対策（不正防止計画、コンプライアンス教育・啓発活動等の計画を含む。）を実施し、実施状況を確認する。

ウ 監事との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、不正防止計画の策定・実施・見直しの状況について意見交換を行う機会を設ける。

エ 内部監査委員会と連携し、不正を発生させる要因がどこにどのような形であるのか、機関全体の状況を体系的に整理し評価する。

オ 最高管理責任者が策定する不正防止対策の基本方針に基づき、統括管理責任者と連携し、機関全体の具体的な対策のうち最上位のものとして、「愛知医療学院大学における競争的資金等に係る不正防止計画」を策定する。

⑤研究倫理推進責任者：各箇所長

ア 不正防止計画に基づく不正防止対策を実施・周知する

イ 不正防止対策の実施状況を確認する

ウ 不正防止対策の実施状況を統括管理責任者へ報告する

エ 自箇所の研究者等に対して、公的研究費の取扱いに係る不正行為の防止に関する研究倫理教育の受講を促進する

オ 自箇所の研究者等に対する公的研究費の取扱いに係る不正行為の防止に関する研究倫理教育の受講状況の監督を行う

カ 自箇所における公的研究費の管理・執行に係る監督を行う

キ 必要に応じて、自箇所における公的研究費の管理・執行に関する改善指導を行う

(2) 監事の役割

①不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について機関全体の観点から確認し、意見を述べる。

②統括管理責任者又は、研究倫理推進責任者が実施するモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、意見を述べる。

4. 不正防止計画の周知

統括管理責任者は、策定した不正防止計画を最高管理責任者へ報告するとともに、各箇所長を通じて、公的研究費の運営・管理に関わる教職員等に周知する。

5. モニタリング

(1) モニタリング・監査の実施

不正防止計画推進部署と内部監査委員会は、公的研究費の適正な管理のため、大学全体の視点から、ルールに照らして会計書類の形式的要件等が適切に具備されているか等、毎年度執行状況のモニタリングおよび監査を実施する。

(2) 監査計画の見直し

不正防止計画推進部署と内部監査委員会は、モニタリング・監査により得られた執行状況に関する情報をもとに、コンプライアンス推進責任者・研究倫理教育責任者と連携し、不正を発生させる要因を整理・分析し、監査計画を見直し、随時効率化・適正化を図る。

6. 計画

(1) 研究者に対しての実施

①「誓約書」の提出

研究者には、公的資金を使用する責任の重大さを自覚させ、関係ルールを遵守する旨の「誓約書」の提出を求め、意識の向上を図る。

② 公的研究費の適正な執行

研究者には、本学の規程等を遵守させ、公的研究費の適正な執行に努める。

(2) 組織（機関）としての実施

① 適正な執行管理

公的研究費を取り扱うルールと現場実態が乖離していないか随時見直し、適正な執行管理に努める。

② モニタリングの実施

研究者及び事務職員に対し、経費の運営・執行管理についてモニタリングを実施し、実態把握に努める。

③ コンプライアンス教育等の実施

研究者及び事務職員に対し、公的研究費に関するルールの周知徹底を図るため、コンプライアンス教育等を実施し、意識の向上を図る。

④ 事務処理マニュアルの作成

科学研究費補助金の運営・管理に関する規程に基づき、事務処理の適正化及び効率化を図る。

⑤ 外部講習会等への参加

相談窓口の担当事務職員には、外部の講習会等に参加させるなど事務処理能力の向上を図る。

⑥ 内部監査の強化

定期的な監査の他、適宜、研究の場に赴き実地監査を行う。

科学研究費補助金の使用にあたっての誓約書

愛知医療学院大学学長 殿

私は、令和 年度科学研究費補助金により研究を遂行するにあたり、補助条件を理解しこれを遵守いたします。また、科学研究費補助金が、国民の貴重な税金で賄われていることを十分認識し、科学研究費補助金を公正かつ効率的に使用するとともに、研究において不正行為を行わないことを約束いたします。

研究種目： _____

課題番号： _____

令和 年 月 日

所 属： _____

氏 名： _____
(自 署)